

閱覧図書

- 1 業務名
令和7年度特定保健指導委託業務

- 2 図書内訳
（1）入札説明書
（2）入札者注意書
（3）入札書、委任状
（4）契約書(案)

- 3 閱覧期間
自 令和7年7月1日（火曜日）
至 令和7年7月25日（金曜日）

- 4 入札日時
令和7年7月30日（水曜日）午前 11時

林野庁共済組合本部

入札説明書

この入札説明書は、国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）、国家公務員共済組合法等の運用方針（昭和34年10月1日付け蔵計第2927号）、林野庁共済組合経理事務規程（昭和45年3月31日付け45林共第629号）、本件調達に係る入札公告に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事業概要

入札公告等のおり

2 競争参加者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 全省庁統一の競争参加資格審査において入札公告等に指定する等級に格付けされた者であること。

(4) 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中でないこと。

(5) プライバシーマーク使用許諾事業者又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取得事業者であること。

(6) 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあつては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

(7) 入札公告等において日本産業規格を指定した場合にあつては、当該規格の製品を納入できることを証明した者であること。

(8) 入札公告等において特定銘柄製品名又はこれと同等のものと特定した場合にあつては、これらの製品を納入できることを証明した者であること。

(9) 入札公告等において研究開発の体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

(10) 入札公告等においてアフターサービスの体制が整備されていることとした場合にあつては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札及び開札

- (1) 競争参加者は、仕様書、図面、契約書（案）及び添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争参加者は、林野庁共済組合が定めた入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。加入電信、電報、FAX、電話その他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。また、入札金額は、日本通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。
- (5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を記名して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達物品名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (8) 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (12) 競争参加者の入札金額は、物品価格又は事業請負費のほか、一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 入札公告等により一般競争又は指名競争参加資格審査を申請した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること、又は指名されることを条件

にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。

- (15) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (16) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (17) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び（16）の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、入札公告等において記載した資格等に関する事項が確認された上で、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に身分証明書及び代理人にあっては入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。

なお、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。

- (20) 競争参加者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (21) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア．公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ．公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (22) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (23) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人のすべてが立会している場合にあっては引続き、その他の場合にあっては契約担当官等が定める日時において入札をする。
- (24) 入札参加者は暴力団排除に関する誓約事項について、入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

4 入札の無効

入札書で次の各項の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書

- (3) 入札金額、請負に付される製造の表示又は供給物品名、競争参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書
- (4) 委任状を持参しない代理人の提出した入札書
- (5) 請負に付される製造の表示又は供給物品名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (8) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (9) 入札公告等において示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書
- (10) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

5 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に係りのない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 契約担当官等は、予定価格が1千万円を超える製造請負契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、当発注機関の調査に協力すべきものとする。
- (6) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

6 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から遅延無く（契約担当官等が定める期日までとする（7日以内を目安として定める）。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする）別紙様式による契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2) の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

7 契約条項

契約書（案）のとおり。

8 入札者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 競争参加者は、入札公告等において求められた調達物品に係る技術仕様適合性の証明並びに必要な設計図、図案及び解説資料について、開札日の前日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

9 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関する照会先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (4) 消費税率については、事業の完了時点における消費税法及び地方税法の施行内容によることとする。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入札者注意書

林野庁共済組合

入札に参加しようとする者は、入札公告書、契約書案及び本書記載事項等、当庁が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札書（当庁指定用紙）は、入札物件番号毎に別葉にすること。
- 2 入札書には、課税業者及び免税業者であるかにかかわらず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 代理人に入札をさせようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- 4 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
- 5 入札・開札の時刻は、入札場の時計に基づきます。
- 6 入札締切時刻を過ぎて提出した入札書は、受理しません。
- 7 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とします。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札
 - ② 入札物件番号・入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ③ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - ④ その他入札に関する条件に違反した入札。
- 8 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができません。
- 9 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にした

い旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

10 開札は、入札者の面前で行います。

11 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがあります。

12 落札となるべき者の入札価格によって、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。

(2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められる入札を行った者は、林野庁の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。

(3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。

(4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。

13 落札となるべき同価格の入札をした者が、2名以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定します。

14 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。

15 落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

16 入札を公正に行うことができないと認めたときは、入札の執行を中止します。

入札書

入札物件 件名 令和7年度特定保健指導委託業務

¥	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、本件に関する総価（内訳の合計額）とし、消費税及び地方消費税を除く。

(内訳)

項目		予定数量	単価 (税抜)	合計 (税抜)
利用案内書作成・発送		900人		
申込勧奨		300人		
動機付け支援	個別訪問	5人		
	ICT	60人		
積極的支援	個別訪問	5人		
	ICT	70人		

令和 年 月 日

林野庁共済組合本部長 長崎屋 圭太 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

代理人氏名

印

委任状

令和 年 月 日

林野庁共済組合本部長 長崎屋 圭太 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

代理人 住 所

所属(役職)

氏 名

印

当社_____を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

令和7年7月30日入札

令和7年度特定保健指導委託業務の件

令和7年度特定保健指導委託業務契約書（案）

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき実施する、特定保健指導（特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定めるものに対し、保健指導に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生労働省令で定めるものが行う保健指導をいう。以下同じ。）について林野庁共済組合本部長 長崎屋 圭太（以下「甲」という。別紙1、別紙3及び別紙4において同じ。）と●●●（以下「乙」という。別紙3及び別紙4において同じ。）との間に、次の条項により委託契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を実施するものとする。

（総則）

第2条 甲は、特定保健指導を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託業務）

第3条 甲が乙に委託する業務の内容は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）」に基づき、別紙1「仕様書」のとおりとする。

- 2 利用案内書については、対象者ごとに作成するものとする。
- 3 特定保健指導の実施結果については、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データとして作成し格納したファイルをCD-R又は電子データで甲に提出する。
- 4 前項に定める実施結果に加え、指導過程における各種記録類やワークシート類等について、甲が乙に求めた場合は、電子データ又は紙により提出するものとする。

（対象者）

第4条 甲が指定した者とする。

（契約期間）

第5条 この契約の有効期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

- 2 ただし、乙が、前項の有効期間内に初回面接を実施した対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）する日までを有効期間とする。

（検査）

第6条 乙は、業務を完了した場合は、甲に対し完了した旨を通知し、甲が命じた検査のための職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の乙から完了した旨の通知を受けた日から10日以内に当該業務について検査を行わなければならない。
- 3 検査職員は、検査の結果、当該業務の全部又は一部について不当な箇所を発見した場合は、乙に対し、適当日時を定めて補修を請求することができる。この場合には、乙は直ちに不当な箇所の補修を行い、再度検査を受けなければならない。

4 検査に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料)

第7条 委託料は、別紙2「委託料内訳表」のとおりとする。

2 委託料単価に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料単価に100分の10を乗じて得た額とする。

(委託料の請求及び支払)

第8条 乙は、第6条に定める検査に合格したときは、第3条第2項により利用案内書を作成・発送した後、申込勧奨を行った後及び第3条第3項により実施結果を甲に提出した後に、所定の手続きにより書面をもって甲に委託料の請求をするものとする。

2 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。ただし、受理した乙の支払請求書が不適当なために乙に返送した場合には、甲が返送した日から乙の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第9条 甲は、自己の責に帰すべき理由により前条に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律(平成24年法律256号)第8条第1項により決定された率を乗じて計算した金額を、速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(資格喪失・脱落による途中終了の場合の委託料の取り扱い)

第10条 特定保健指導支援期間中に、対象者が被保険者資格を喪失することが明らかになったときは、甲は乙に資格喪失による利用停止及び利用停止の日付を通知し、乙は特定保健指導の途中終了の処理を行うと同時にそれまでの実施結果を甲に送付する。

2 対象者が、実施予定日に利用がなく、代替日の設定がなされないあるいは代替日も実施しないなどの状態で、最終利用日から未利用のまま2ヶ月を経過したときは、乙は甲及び対象者に脱落認定の通知を行う。脱落認定通知の受理後2週間以内に対象者から再開依頼がない場合は、自動的に脱落・終了と確定する。なお、一定期間未受診となっている者については、甲と協力の上、受診率向上に努めることとする。

3 資格喪失による利用停止または脱落が確定した場合は、甲は、前2項の利用停止通知日もしくは脱落終了確定通知日までの特定保健指導の実施実績に応じた委託料を乙からの請求に基づき支払うものとする。

(再委託の禁止)

第11条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、乙が本業務の実施のため、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(譲渡の禁止)

第12条 乙は、甲が乙に委託する業務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(事故及び損害の責任)

第 13 条 乙が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、甲に故意又は重過失がない限り、乙がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 前項の場合において、乙に故意又は重過失がない限り、その負担と責任について乙は甲と協議するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙が当該業務を実施するに当たっては、特定保健指導の記録の漏えいを防止すると共に、実施担当者には守秘義務を課す等、関係法令を遵守することに加え、別紙 3「個人情報取扱注意事項」や「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日 個人情報保護委員会 厚生労働省）及び各都道府県において定める個人情報の適切な取扱いに係る条例等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイドライン等を遵守するものとする。

2 前項については、甲と乙との契約等において両者遵守するものとする。

3 前 2 項は、第 11 条の規定により再委託を行う場合の再委託先にも適用する。

(契約の解除)

第 15 条 甲又は乙がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

(協議)

第 16 条 この契約の履行に疑義が生じたとき及び、この契約書に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて、甲乙誠意を持って協議の上決定するものとする。

(紛争解決の方法)

第 17 条 この契約について紛争を生じた場合は、甲乙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

(特約事項)

第 18 条 暴力団排除に関する条項を別紙 4 のとおり定めるものとする。

甲及び乙は、この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲） 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号
林野庁共済組合本部長 長崎屋 圭太

受託者（乙） ●●●●
●●●●

仕 様 書

1 件名 令和7年度特定保健指導委託業務

2 目的

本業務は、林野庁共済組合の組合員及び被扶養者（任意継続組合員を含む）に対し、特定健康診査の結果に基づく特定保健指導を実施することを目的とする。

3 実施期間

契約日から令和8年3月31日までとする。

ただし、実施期間内に初回面接を実施した対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）する日までに有効期間とする。

4 事業内容

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、組合員及び被扶養者（任意継続組合員を含む）の特定健康診査結果から、国が定めた基準により「動機付け支援」又は「積極的支援」に階層化された対象者に対し、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に定められた個別支援を実施する。また、「積極的支援」の対象者を中心に3ヶ月以上の継続的な支援を実施し、支援終了後には評価を行う。

（何らかの理由により3ヶ月を越えて支援する場合には、その評価が終了するまで、あるいは脱落が確定するまでとする。）

(1) 特定保健指導対象者

組合員及び被扶養者（任意継続組合員を含む）のうち、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」に定められた、「動機付け支援」又は「積極的支援」に該当する者とし、特定保健指導対象者名簿は特定健康診査結果とともに予め提供する。また、甲からの追加提供に月1回程度の受入を行う。

(2) 予定数量

項目		予定数量	
特定保健指導利用案内書作成・発送		900件	
特定保健指導申込勧奨		300件	
特定保健指導	動機付け支援	個別訪問	5件
		I C T	60件
	積極的支援	個別訪問	5件
		I C T	70件

この予定数量は、見込みであり、実施者数を保証するものではない。

(3) 支援形態

- ① 特定保健指導利用案内書を作成し別表「支部一覧表」へ送付し、対象者からの申込を受け付ける。
- ② 特定保健指導の利用は土日若しくは祝日又は夜間の時間帯を設け、対象者が利用しやすい環境を整える。
- ③ 指導者は保健師・管理栄養士・あるいは一定の実務経験を有した看護師（以下「相談員」という。）とし、指導可能な相談員を全国に万遍なく有し、全

国どこで実施しても均一な指導業務を行う。

- ④ 支援内容を継続的に実行するために、WEB又は紙での記録作業等の方法の利用可能な環境を整えること。
- ⑤ 申込勧奨業務の対象として指定した対象者に対して、架電による方法で複数回保健指導への申込勧奨を行う。
- ⑥ その他必要な事項は、協議の上、決定する。

(4) 初回面接

- ① 個別支援の個別訪問による対面式(20分以上/人)又は、ICTを活用した遠隔面接(30分以上/人)により実施する。
- ② 相談員は、対象者の特定健康診査結果や、腹囲2cm・体重2kg減を目指して保健指導を行うこととし、生活習慣病予防につながる行動変容やその他目標を踏まえて特定保健指導を行い、行動目標及び行動計画を策定する。
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法(平成25年厚生労働省告示第91号)に基づく。
- ③ 初回面接の結果は「特定保健指導支援計画及び実施報告書」に記録する。

(5) 継続支援

- ① 「積極的支援」に該当する対象者に対し、アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180ポイント以上の生活習慣改善に向けた継続支援を3ヶ月以上実施する。
- ② 対象者は、初回面接時に作成した行動計画の実践状況を次のいずれかの方法で記録する。
 - a) 指定のシート(紙)に記録する。
 - b) パソコン等を利用して、指定の画面に記録する。
 - c) 支援の中で、相談員が対象者から聞き取り、記録する。

(6) 実績評価

初回面接後3ヶ月以降の評価は、面接又は通信(電子メール、電話、FAX、手紙、チャット等)により、個々の身体状況の変化及び設定した個人目標の達成状況等についての評価を行う。なお、対象者との連絡がつかないために評価が完了できない場合は、対象者への度重なる督促(2~3回程度)をもって替えられることとする。

(7) 途中終了の取り扱い

- ① 脱落確定
指導予定日に利用がなく、代替日の設定が無い、あるいは代替日も欠席する等の状態で、最終支援日から2ヶ月以上経過した時点で脱落認定とし、対象者に通知を行う。その後、脱落認定の通知後2週間以内に対象者から再開の依頼がない場合脱落・終了にすることができる。
- ② 資格喪失
資格喪失者に関しては、委託者からの報告を受け、途中終了の処理を行う。この場合、実施ポイントに応じた請求を行う。

5 報告

「特定保健指導支援計画及び実施報告書」

対象者個人別に厚生労働省の定める電子的標準様式に基づくXML形式にて作成し、格納したファイルを収録した電子媒体(CD-R)又は電子データとして提出する。

別表

支部一覧表

林野庁共済組合

支部名	保険者番号	記号	送付先			電話番号
北海道	31011000	1	064-8537	北海道札幌市中央区宮の森3条7-70	北海道森林管理局 総務課 共済組合係	011-622-5239
東北	31050107	2	010-8550	秋田県秋田市中通5-9-16	東北森林管理局 総務課 共済組合係	018-836-2047
関東	31100175	3	371-8508	群馬県前橋市岩神町4-16-25	関東森林管理局 総務課 共済組合係	027-210-1155
中部	31200165	4	380-8575	長野県長野市大字栗田715-5	中部森林管理局 総務課 共済組合係	026-236-2546
近畿中国	31270309	5	530-0042	大阪府大阪市北区天満橋1-8-75	近畿中国森林管理局 総務課 共済組合係	06-6881-3441
四国	31390115	6	780-8528	高知県高知市丸の内1-3-30	四国森林管理局 総務課 共済組合係	088-821-2030
九州	31430200	7	860-0081	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	九州森林管理局 総務課 共済組合係	096-328-3532
筑波	31080237	8	305-8687	茨城県つくば市松の里1	国立研究開発法人森林研究・整備機構 職員課 共済組合事業係	029-873-3211
本庁	31131113	10	100-8952	千代田区霞ヶ関1-2-1	林野庁 福利厚生室 共済組合業務班 共済主任	03-6744-2335

委託料内訳表

項目	1件あたり 委託料単価	支払条件
特定保健指導 利用案内書 作成・発送	●●●円	・特定保健指導対象者への利用案内書の作成及び発送を行った場合に支払。
特定保健指導 申込勧奨	●●●円	・特定保健指導対象者への架電による申込勧奨業務を行った場合に支払い。

項目	1人あたり 委託料単価	支払条件
特定保健指導 動機付け支援	●●●円（個別訪問） ●●●円（ICT）	・左記金額のうち初回面接終了後は8/10、実績評価終了後は2/10を支払。
特定保健指導 積極的支援	●●●円（個別訪問） ●●●円（ICT）	・左記金額のうち初回面接終了後は4/10、実績評価終了後は6/10（内訳としては3ヶ月以上の継続的な支援が5/10、実績評価が1/10）を支払。 ・3ヶ月以上の継続的な支援実施中に対象者が脱落等により終了した場合は、5/10に実施済みのポイント数の割合を乗じた金額を支払。

※1 消費税及び地方消費税を含まない。

※2 各回の支払額が分割比率の関係で小数点以下の端数が生じる場合は、四捨五入により1円単位とする。

※3 委託料単価は、交通費を含む全国一律料金とし、電子的標準様式データの作成、受診者への結果通知や情報提供に要する費用を含んだものとする。

個人情報取扱注意事項

1 基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 収集の制限

- (1) 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。

4 利用及び提供の制限

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

5 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

6 再委託の禁止

乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその処理を提供してはならない。ただし、乙が保健指導機関に関する「運営についての重要事項に関する規程の概要」において本業務の実施のため、本業務の一部を第三者に委託することを予め明示しており、その明示している内容の範囲において業務の一部を委託する場合には、この限りではない。

7 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

8 従事者への通知

乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

9 実地調査

甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

10 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないこ

とを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。